

その他よくある質問（Q&A）

Q 8 6: 空き家バンクに登録されている物件は、どのような状態ですか？

A 8 6: 物件の状態は様々です。

最低限居住可能な物件から、改修工事済の物件もあります。

内覧時に物件の状態を確認して下さい。

Q 8 7: 空き家バンクの購入や賃貸希望者はどんな人達ですか？

A 8 7: 移住・定住の意思をもった新規転入者の方々です。

Q 8 8: 空き家バンクに登録されている物件は、ペットの飼育は可能ですか？

A 8 8: ペットの飼育可否は、物件ごとに異なります。

空き家バンクサイト内物件詳細ページや交渉時に確認ください。

Q 8 9: 空き家バンクに登録されている物件は、敷金や礼金は必要ですか？

A 8 9: 賃貸物件の場合、敷金や礼金が必要な場合があります。

物件毎に異なるため、空き家バンクサイト内の物件詳細ページや交渉時に確認ください。

Q 9 0: 空き家バンクに登録されている物件は、すぐに入居できますか？

A 9 0: 物件によって異なります。

すぐに入居を希望の方は交渉時に所有者に確認をお願いいたします。

Q 9 1: 契約後、引越はいつできますか？

A 9 1: 契約後、物件の引渡し日が決まります。

引渡し日以降に引越しが可能です。

詳細は交渉時や契約時に所有者に確認してください。

Q 9 2: 空き家バンクの物件を購入してお店を開きたいです。

A 9 2: 空き家バンクは、移住・定住を目的とした空き家の情報提供・マッチング制度です。

お店や会社事務所、社宅などの個人の住まい以外での利用の方は、お断りしております。

Q 9 3: トラブルが発生した場合、どのように対応すればよいですか？

A 9 3: 物件の交渉及び契約、管理に係るトラブルが発生した場合は、

「物件登録者」・「利用登録者」間で解決をお願いいたします。

役場は一切関与出来ません。

Q 9 4: 利用者が改修をする際の補助金制度はありますか？

A 9 4: 改修費用の補助が受けられる場合があります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 9 5: 改修の補助金制度を利用するには、どのような手続きが必要ですか？

A 9 5: 空き家改修費用に関するよくある質問（Q&A）をご覧ください、

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 9 6: 改修費用の他に移住に関するサポートなどがありますか？

A 9 6: 新規転入者の方であれば、賃貸住宅の家賃補助や引越しの際の費用、

または物件購入代金の一部を補助する制度があります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

※新規転入者とは転入前3年以上他の市町村の住民基本台帳に記録されていた方で、

本町に定住を目的として住所を定め5年以内の者。

Q 9 7: 空き家バンクに登録すると、必ず売却や賃貸が決まりますか？

A 9 7: 登録しても必ずしも売却や賃貸が決まるわけではありません。

物件の状態や価格、立地などが影響します。

Q 9 8: 登録後、物件が売却または賃貸されない場合、どのような対応が必要ですか？

A 9 8: 物件が一定期間売却または賃貸されない場合、登録内容の見直しや価格の再設定、物件の修繕など、再度検討が必要となる場合があります。

Q 9 9: 各種登録・補助金に関する相談はどこでできますか？

A 9 9: 屋久島町役場観光まちづくり課【0997-43-5900 (内線：236)】、担当窓口で相談を受け付けています。